

若手弁護士・パラリーガル 必携 委任状書式百選

編集 第一東京弁護士会 若手会員委員会 委任状研究部会

書式ファイル
ダウンロード
特典付き



新日本法規

【書式例－12】交通事故の示談交渉 **DL**委任状^①

令和3年4月1日

住所 東京都墨田区押上1-〇-〇^②委任者 甲野太郎 ^印

私は、次の弁護士を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 一 弁 大 介 （第一東京弁護士会所属）

住所 〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目〇-〇

弁護士会館ビル12階 第一東京法律事務所

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

記

第1 事件（交通事故）^③

相手方： 乙山 花子

発生日時： 令和3年3月1日

発生場所： 千葉県船橋市本町〇丁目〇番付近路上

第2 委任事項

- 1 上記事故に関する損害賠償請求事件の示談に関する一切の事項^④
- 2 金銭の受領に関する一切の権限
- 3 復代理人の選任の件

以上

【書式の解説】

本書式は、交通事故の民事事件において、相手方当事者が加入する保険会社と示談交渉等を行う際に使用する委任状です。

(ポイント)

- ① 事件受任後は、基本的には、加害者加入の任意保険と交渉にあたることとなります。このため、まず、加害者加入の任意保険に対して、受任の通知をするとともに、代理権の存在を示すための委任状が必要となります。本委任状は、加害者の加入する任意保険会社に対して代理権の存在を示すための委任状です。自賠責保険へ被害者請求する場合には、**【書式例-13】**交通事故における自賠責保険に対する被害者請求の委任状を参照してください。

保険会社の運用として、委任状は、原本送付が不要で受任通知とともにファックス等で送信すればよい場合もあるので、事前に加害者側保険会社の担当部署へ確認しておく、よりスムーズに保険会社との交渉に入れます。

- ② 事故証明の住所と同じものであることが、当事者の確定という観点からすれば望ましいです。
- ③ 保険会社に対する委任状では、依頼を受けた事故の特定と当事者の特定が重要になります。同じ当事者が複数の交通事故被害に遭っていることも少なくないので、日時と場所及び当事者を明記することで、受任をした交通事故事件の特定をします。

しかし、事件受任段階では、依頼者が交通事故証明書を取得していない場合がほとんどであるため、交通事故証明書の記載と全く同じ内容である必要はありません。受任直後の委任状としては、他の事件との区別ができる程度に特定ができていれば構わないと考えられますので、正確な詳細がわからなければ、特定に必要な程度で記載することを検討すべきです。相手方のフルネームがわからない場合、委任状および受任通知の送付に先んじて加害者加入の保険会社へ確認するという手段もあります。

- ④ この書式例では、訴訟提起時、自賠責保険への被害者請求等の際は、別途委任状の取り付けをすることが前提となっています。そのため、委任事項も、加害者加入の保険会社への対応のため必要十分な簡素なものとなっているので、注意してください。

【書式例－25】労働審判 **DL**委任状^①

令和〇年〇月〇日

(住所) 東京都墨田区押上1-〇-〇

(氏名) 甲野太郎 **印**

私は、次の弁護士^②を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 一 弁 大 介 (第一東京弁護士会所属)

住 所 〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目〇-〇

弁護士会館ビル12階 第一東京法律事務所

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

記

第1 事件

当 事 者 申立人 甲野太郎
相手方^③ 若手商事株式会社
裁 判 所 東京地方裁判所
事件番号 令和〇年(労)第〇号^④
事 件 未払割増賃金等請求労働審判事件

第2 委任事項

- 1 上記に関する一切の行為
- 2 和解、調停、請求の放棄・認諾、申立ての取下げ、参加による脱退
- 3 反訴・控訴・上告及び上告受理の申立て又はその取下げ
- 4 終局決定に対する抗告若しくは異議^⑤又は非訟事件手続法第77条第2項の申立て
- 5 弁済の受領、供託並びにその取戻・還付・利息の請求、受領
- 6 前号の抗告、異議又は申立ての取下げ
- 7 労働審判の訴訟移行後の訴訟手続に関する一切の事項^⑥
- 8 労働審判の訴訟移行後の訴訟手続に関する以下の事項
 - (1) 和解、調停、請求の放棄・認諾、訴の取下げ、参加による脱退
 - (2) 反訴・控訴・上告及び上告受理の申立て又はその取下げ
- 9 復代理人の選任

以上

【書式の解説】

本書式は、労働審判法に基づく労働審判の手續について、代理人に委任する場合に作成する委任状です。

(ポイント)

- ① 労働審判規則37条が準用する非訟事件手續規則16条1項の規定により、委任状を提出する必要があります。
- ② 労働審判法4条本文により、原則として弁護士しか代理人になることはできません。同条に規定されている法令により裁判上の行為をすることができる代理人とは、支配人(会社11①)などです。
- ③ 労働審判手續においては、申立人の反対当事者を相手方と呼称します(労審2など)。
- ④ 申立人の委任状の場合は、不要です。
- ⑤ 一般的には、労働審判法21条の異議を指します。労働審判法21条にかかる異議は、訴訟提起がみなされる場所、訴訟提起に際しては当然訴訟委任状が必要なこと、上訴に関する事項は、特別授權事項とされている(民訴55②三)ことから、労働審判法21条の異議にかかる授權を行う場合には、「一切の行為」とは別に個別に委任事項として明記することが必要です。
- ⑥ 労働審判法21条の異議によって訴訟に移行した場合においては、別途訴訟委任状を提出するということもできます。もっとも、複数回にわたって委任状を提出することは煩雑ですから、労働審判の委任状に、異議申立て後の訴訟事件についての委任事項を記載しておくことが一般的です。その際は、訴訟事件の一般的な委任と別に、民事訴訟法55条2項の特別授權事項についても明記することが必要です。

【書式例－30】取締役の違法行為等の差止めの仮処分命令申立て **DL**

委任状

令和〇年〇月〇日

住所 東京都墨田区押上1-〇-〇

委任者 甲野太郎 **印**①

私は、次の弁護士を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。②

弁護士 一 弁 大 介 （第一東京弁護士会所属）

住所 〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目〇-〇

弁護士会館ビル12階 第一東京法律事務所

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

記

第1 事件

- 1 当事者 債権者 甲野太郎③
債務者 乙山花子④
- 2 裁判所 東京地方裁判所
- 3 事件の表示 違法行為等差止請求申立事件⑤

第2 委任事項

- 1 上記事件の申立てを行い、当該手続を代理して遂行すること、それに付随する一切の件
- 2 上記事件の取下げ、それに付随する一切の件
- 3 保全異議、保全取消、保全抗告及びこれらの取下げ
- 4 和解及び弁済の受領に関する一切の件
- 5 代理供託並びに還付利息取戻し申請受領一切の件
- 6 その他上記事件に関する一切の権限
- 7 復代理人の選任

以上

【書式の解説】

本書式は、株式会社の株主が取締役等の違法行為の差止めの民事保全を申し立てる際に使用する委任状です。

なお、民事保全申立ての一般的な委任状の注意事項及び解説は、第2章【書式例ー6】保全申立てをご参照ください。

（ポイント）

- ① 委任者となる株主の氏名（名称及び代表者名）及び住所（本店所在地）を記載してください。
- ② 受任者となる代理人弁護士の名、事務所所在地、所属事務所名及び連絡先を明記します。
- ③ 債権者は委任者たる株主名を記載します。
- ④ 債務者は相手方となる取締役の氏名を記載します。
- ⑤ 委任事項となる事件名を明記します。

【書式例—68】 発信者情報開示請求 **DL**委 任 状^{①②}

令和〇年〇月〇日

住 所 東京都墨田区押上1-〇-〇

委任者 甲 野 太 郎 ④

私は、次の弁護士を代理人と定め、下記事項を委任します。

弁護士 一 弁 大 介（第一東京弁護士会所属）

住 所 〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目〇-〇

弁護士会館ビル12階 第一東京法律事務所

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

記

第1 特定電気通信設備等^③U R L : <http://www.〇〇〇>

(掲載されている情報)

〇〇〇〇 [投稿などの内容を明示します]

第2 委任事項

上記特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者に対する、

- 1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第3条1項に基づく送信防止措置の依頼に関する一切の件
- 2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項^④に基づく発信者情報開示請求に関する一切の件

以上

【書式の解説】

本書式は、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報の開示請求を行う場合に使用する委任状です。

(ポイント)

- ① 本書式は、令和3年改正前のプロバイダ責任制限法に基づくものですから、改正法施行後に用いる場合には、改正点に留意してください。
- ② 代理人弁護士がプロバイダ責任制限法4条1項（改正後は5条1項）に基づく発信者情報開示請求（以下「開示請求」といいます。）を行う場合の確認資料に関し、「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン（第8版）」（以下「ガイドライン」といいます。）は、「弁護士が代理人となる場合は、通常委任状を相手方に提示する慣行はないことから、特にプロバイダ等から求められない限りは、委任状の添付は不要である。」としています。

そのため、開示請求の対象プロバイダ等が委任状の提示を求めるのか否かを、事前に確認することが望ましいでしょう。

開示請求にプロバイダ等が応じるかは任意です。開示請求があった場合、プロバイダ等は特別の事情がある場合を除いて開示に同意するかどうかについて発信者の意見を聴かなければなりません（特定電通賠償4②（改正後は6①））。通常、プロバイダ等は、発信者が開示に同意すれば発信者情報を開示し、発信者が開示に同意しない場合には開示をしないことが多いと思われます。

開示請求によってもプロバイダ等が任意に開示しない場合、発信者情報開示請求仮処分や、改正後には発信者情報開示命令の申立てを検討することになります。もっとも、プロバイダ等に対する開示請求が仮処分の前置とされているわけではありませんので、事案に応じて、最初から仮処分や開示命令を申し立てることも検討すべきでしょう。

- ③ いかなる情報についての削除依頼又は開示請求であるのかが明らかとなるように、特定電気通信設備（URL）及び掲載された情報を記載します。ガイドラインの「侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書」「発信者情報開示請求書」等（<http://www.isplaw.jp/>）を参考にしてください。

投稿日時、ファイル名又は掲示板の名称及びレス番号等で特定することも有用です。

- ④ 改正後に本書式を用いる際は、「第5条第1項」との修正が必要です。

【書式例－82】 委任状の撤回 《英文》 DL

POWER OF ATTORNEY REVOCATION^①
委任状の撤回

I, Taro Kono^②, hereby immediately revoke those portions covering decisions of the document titled Power of Attorney ^③ that I previously executed on Month/Day/Year^④, which appointed Daisuke Ichiben^⑤ as my agent.^⑥ I hereby notify the said agent and any other interested persons and institutions that all portions of the said document are revoked.

私、甲野太郎は、令和〇年〇月〇日付で一弁大介を代理人に選任した訴訟委任状と題する書面に記載した委任事項について、直ちにこれを撤回します。
私は、上記の代理人及びその他一切の関係者及び機関に対して、上記文書全体が撤回されたことをお知らせします。

This revocation takes effect immediately. A photocopy has the same effect as an original.

この撤回は、直ちに効力を生じます。写しも原本と同じ効力を有するものとし
ます。

This revocation was signed on [Month/Day/Year].^⑦

本書面は、令和〇年〇月〇日に署名されました。

Signature of Principal : Taro Kono^⑧

委任者の署名 甲野太郎

Print Name : Taro Kono^⑨

氏名 甲野太郎

【書式の解説】

本書式は、委任者が委任状を発行した後、これを撤回する場合に使用します。

(ポイント)

- ① 委任状を撤回するための書面は日本では見慣れませんが、海外では一般的に用いられるものです。
- ② 委任状を撤回する委任者の氏名を記載します。
- ③ 撤回する委任状の表題を記載します。
- ④ 撤回する委任状の発行日を記載します。その場合の記載方法は、月日年の順又は日月年の順のいずれでも結構ですが、他の箇所の記述（本サンプルの⑦の箇所）と統一されるのが一般的です。例えば、2021年4月1日だと、「1st of April, 2021」又は「April 1, 2021」いずれかの方式で記載してください。本書では、後者の方式を採用することを前提に、Month/Day/Yearという並び順で記載しています。
- ⑤ 撤回する委任状において代理人として記載されている者の氏名を記載します。
- ⑥ 本雛形は特定の委任状に限って委任の効力を撤回するものですが、日付を区切り、特定の日付以前の委任状を全て撤回する方法もあります。その場合、「revoke those portions covering decisions of the document titled Power of Attorney that I previously executed on Month/Day/Year」の部分 を、「revoke all Power of Attorney I previously executed prior to _____」に差し替えた上、下線部には日付を記載してください。
- ⑦ 委任状の撤回に関する書面の作成日を記載します。その場合の記載方法は、④に示したとおりです。
- ⑧ 委任状を撤回する委任者の署名を記載します。
- ⑨ 委任状を撤回する委任者の氏名を印字します。



新日本法規